

退学者の課程博士申請に伴う再入学に関する規程

規定第275号

一部改正 1996年4月1日 2002年 4月 1日
2003年 4月 1日

第1条 再入学できる者は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、必要な研究指導を受けた者で、退学後3年以内に課程博士の学位を申請し、受理が認められた者とする。

第2条 再入学の手続期間は、4月1日から6月末日まで及び10月1日から12月末日までとする。再入学の時期は、前期又は後期の始めとする。

第3条 再入学者の在学料は、論文審査料を読み替えるものとする。

第4条 この場合の論文審査期間は、1年以内に終らなければならない。

付 則

- 1 この規程は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 1996年4月1日 第1条を変更
- 3 2002年4月1日 第2条、第4条を変更
- 4 2003年4月1日 第2条を改正施行し、2003年度再入学者から適用する。

(追36)